

自治会各位

2022年6月 24日
千福が丘自治会会長
生活環境部

回 覧

猫の連れ去り・虐待について

5/13日と6/10日に猫について回覧しましたが

猫の飼い主の方から、5/4日頃より飼い猫が行方不明になり

様々な方法で捜したが未だ見つからないとのお話がありました。

この件、迷子ではなく連れ去られたとも考えられます。

猫の連れ去り行為は窃盗罪、虐待は動物愛護法違反でれっきとした犯罪です。

飼い主は、愛猫を家族の一員であり特別な存在としています。

ご迷惑をお掛けしましても猫に罪はありませんので直接飼い主に申し出てください。

猫の連れ去り、虐待等の違法な行為は絶対にしないでください。

犯罪です。

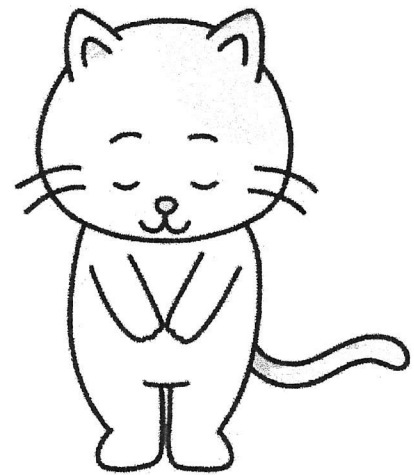
●設置動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金
●設置動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

●設置動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金
●設置動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金



罰則が強化
されました。

動物の遺棄・虐待は



よろしくお願い致します。

環境省 警察庁

以上